

四国地方整備局訓令第8号

渡川流域学識者会議 四万十川自然再生事業検討会を次に定める。

令和5年2月20日

四国地方整備局長

四万十川自然再生事業検討会規約

(検討会の目的)

第1条 本検討会は、渡川流域学識者会議運営規約第6条に基づき設置するものである。「四万十川自然再生事業」は、整備やモニタリングを順次進めてはいるものの様々な課題が生じている。このため、今後の「四万十川自然再生事業」のさらなる推進を目指し、事業の実施及びモニタリング計画等に関する専門的な知見を求めるため、「四万十川自然再生事業検討会」(以下、「検討会」という。)を渡川流域学識者会議の下部組織として設置する。なお、検討会に必要な事項を本規約で定める。

(業務)

第2条 検討会は前条に記した目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 「ツルの里づくり」の今後の整備方針及びモニタリング計画に関する助言
- 二 「アユの瀬づくり」の今後の整備方針及びモニタリング計画に関する助言
- 三 「魚のゆりかごづくり（コアマモ場の再生、スジアオノリ場の再生）」の今後の整備方針及びモニタリング計画に関する助言

(検討会の組織)

第3条 検討会の委員は、四国地方整備局長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 3 検討会は、会長を置く。会長は委員の互選によってこれを定める。
- 4 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 5 会長の指名により、会長代理を置くことができる。会長代理は、会長不在の場合に会長の職務を代理する。
- 6 会長は、必要があるときは、検討会に委員以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第4条 検討会の事務局は、国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所内に置く。

- 2 事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。
- 3 事務局は、検討会における検討結果等をまとめ、「渡川流域学識者会議」に報告する。
- 4 事務局は、検討会の秩序を維持するため、会長の議事進行と調整を図り、次に掲げる者を退場させることができる。
 - 一 会議の秩序を乱した者
 - 二 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者

(検討会の開催)

第5条 検討会は、四国地方整備局中村河川国道事務所長（以下、「事務所長」という。）が開催する。

(情報公開)

第6条 検討会は公開するとともに、議事録については公表する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、事務所長が検討会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、令和5年2月20日から施行する。